

I 三鷹市公契約条例（仮称）（案）の概要

1 背景

自治体の提供する公共サービスは、公共施設など社会インフラの整備、施設の維持管理に関する委託業務など、自治体から発注された多様な公共調達により成り立っています。

これら公共調達にかかる契約＝「公契約」の質の確保が、公共サービスの質につながっていることから、これまでも市の発注に当たっては、その適正な履行に向けて取り組んできたところです。

一方で、現在は担い手不足や物価高騰など、事業者や公共サービスの従事者を取り巻く環境も変化してきています。

三鷹市ではこのような中、今後の公共サービスの質の確保及び向上を目指し、事業者の経営環境への配慮及び公契約に携わる労働者の処遇への配慮を定める「公契約条例」の制定に向け取り組むこととしました。

2 検討経過

検討を進めるにあたり、令和6年12月に「三鷹市公契約条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方」をまとめ、これをもとに、関係する事業者団体や労働者団体との意見交換を行ったほか、市内事業者へのアンケート調査、知見を有する外部有識者のヒアリング、他団体の事例研究等の取組を実施し、条例制定の検討を進めてきました。

3 条例の方向性

これまでの検討結果から、三鷹市の目指す公契約条例では、事業者支援の取組を推進すること、公契約に従事する労働者の適正な労働環境整備が図られること、公契約の適正な履行が確保されることの3点を基礎とし、必要な規定の整理を行いました。

4 スケジュール（予定）

令和7年12月	議案提出
令和8年4月	条例一部施行（三鷹市公契約審議会の設置等）
令和9年4月	条例全部施行（対象となる契約への適用）

Ⅱ 三鷹市公契約条例（仮称）（案）の骨子

1 条例の目的

この条例は、三鷹市における公契約（市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約並びに公の施設の管理に関する協定（指定管理協定）をいいます。（＊１））に関しての基本方針を定め、市及び受注者（市と公契約を締結する者）の責務を明らかにし、受注者の経営環境に配慮した取組及び受注業務に従事する労働者等（＊２）の適正な労働環境の整備を推進するとともに、公契約の適正な履行を確保することにより、一層の公共サービスの質の向上を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とします。

- ＊１ 労働条件の確保に係る一部規定は、契約の種別等により適用範囲を定めます。
- ＊２ 労働者等とは、受注者や受注関係者（＊３）に雇用される者（正社員の他、パート、アルバイトを含む。）や個人で仕事を請け負って働く事業主（いわゆる一人親方）も含むこととします。
- ＊３ 受注関係者には、下請業者や再委託先の業者、労働者派遣会社を含むこととします。

2 基本方針

この条例の目的の実現のため、事業者支援の取組の推進、労働者の適正な労働環境の整備及び公契約の適正な履行確保の観点から、市の公契約における基本方針を規定することとします。これらは、市の入札・契約制度の指針となる内容となります。

- (1) 入札及び契約過程における透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (3) 公正性及び競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注機会を確保し、及びその活用を図ること。
- (4) 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に配慮すること。
- (5) 市と受注者が対等な関係であることを前提とし、公契約の適正な履行に向け取り組むこと。

3 市の責務

公契約における市の責務を規定します。

- (1) 市は、基本方針にのっとり公契約に係る施策を総合的に策定し、実施すること。
- (2) 市の実施する入札及び契約における手続は、公契約の適正な履行を前提として、社会情勢や受注者の経営環境等に配慮し、適切に運用すること。

4 受注者の責務

公契約における受注者の責務を規定します。

- (1) 受注者は、公契約を締結し履行する者としての社会的責任を自覚し、基本方針の趣旨を鑑み、市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならないこと。
- (2) 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならないこと。

5 適用範囲

この条例のうち、労働報酬下限額の遵守など労働条件の確保に関する一部の規定については、工事又は製造の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定に適用します。その適用範囲は、契約種別・金額・業務内容等により定めることとします。

なお、条例施行後の運用実績や事業者への影響等を勘案した上で、一定期間を経たのち、適用範囲拡大を見据えた見直しを行う想定です。

6 労働者等の労働報酬

5に定める適用範囲に該当する公契約において、受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、市が定める労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを規定します。

市は本規定の趣旨を盛り込んだ契約を受注者と取り交わすこととなります。

7 労働報酬下限額の決定等

市は、労働報酬下限額の決定に当たっては、第三者性・適正性を確保した審議会（外部有識者、事業者団体及び労働者団体から構成）に意見を聴かななければならないこととします。また、労働報酬下限額を決定したときは、これを告示することとします。

なお、労働報酬下限額の検討の際は、国等が定める公定の基準等を参考とし、実勢との整合を図ることとします。

8 労働報酬下限額の実効性確保のための事項

労働者等に対し、労働報酬下限額以上の労働報酬が適切に支払われるために必要な規定を整備します。

(1) 労働環境の報告

受注者は、労働報酬下限額の遵守状況の他、労働者等の労働環境に係る報告書を市に提出するものとします（報告書(案)は別紙のとおり）。

(2) 労働報酬に係る連帯責任

受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、受注関係者と連帯して、その不足額を支払わなければならないこととします。

(3) 労働者等の申出

労働者等は、労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、市、受注者又は受注関係者に対し、その事実の申出をすることができることとします。

(4) 不利益取扱いの禁止

受注者は、労働者等の申出を受けたときは、その申出をした労働者等について、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこととします。

(5) 報告、立入調査及び是正措置

市は、労働者等の申出を受けた場合や公契約の遵守状況を確認する必要があると認められる場合は、受注者又は受注関係者に対し、必要な報告を求めることができること、又は、事業所等への立入調査ができるものとします。その結果、受注者又は受注関係者が約定事項を履行していないと認めるときは、受注者又は受注関係者に対して、是正するための必要な措置を講ずることを求めることができることとします。

(6) 公契約の解除及び公表

市は、受注者又は受注関係者が、前号に基づく報告や立入調査の求めに応じない場合や、虚偽の報告等を行うなど不誠実な対応をした場合は、当該公契約の解除をすることができることとします。

また、公契約を解除したときは、その旨を公表することができることとします。

9 約定する事項

市は、5に定める適用範囲に該当する公契約において、労働報酬下限額に係る事項のほか、労働者の労働環境整備のため必要な事項を、受注者との契約で約定することとします。

■ 約定事項

項 目	内 容
(1) 労働関係法令の遵守	受注者は、労働者等に係る労働条件に関して、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
(2) 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と契約を締結するときは、受注者自らが遵守すべき約定事項について当該受注関係者が遵守することになるよう、約定しなければならないこと。
(3) 労働環境の報告	※ 8 項(1)のとおり
(4) 労働報酬に係る連帯責任	※ 8 項(2)のとおり
(5) 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他必要な事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付し、周知しなければならないこと。
(6) 不利益取扱いの禁止	※ 8 項(4)のとおり
(7) 報告、立入調査及び是正措置	※ 8 項(5)のとおり
(8) 公契約の解除及び公表	※ 8 項(6)のとおり
(9) 損害賠償責任	受注者は、市が公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
(10) 公契約の解除に係る違約金	市は、公契約の解除をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
(11) 労働者等との契約条件	受注者は、労働者等と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、(1)の項の関係法令の趣旨を尊重した契約条件としなければならないこと。
(12) 継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めること。

10 公契約審議会の設置

市長の附属機関として、三鷹市公契約審議会を置くこととします。

審議会では、労働報酬下限額その他、公契約に関し必要と認められる事項について、市長からの諮問を受け、調査・審議します。

なお、公契約に関係する事業者や労働者は、本条例に関する申出をすることができ、市長はその申出も踏まえながら、諮問内容を決定することとします。

また、第三者性・適正性を確保するため、審議会の委員構成は学識経験者2人、事業者団体2人及び労働者団体2人の計6人以内とします。